一般質問 要旨

平成18年6月定例会の一般質問は、6月14日、15日、16日の3日間にわたって行われ、14人の議員が質問を繰り広げました。紙面の都合により、その一部をお知らせします。

福祉　障害者自立支援法、実態把握し改善要求を

―答弁―新しい制度の定着動向を見定め、よりよい制度にしていく

問　同法の施行から2カ月が経過し、応益負担導入により大幅な利用者負担増、施設からの退所、施設の経営危機など問題が噴出している。国に法改正を求め、本市の実態を把握し利用者や施設の負担軽減を図るべきでは。

答　本年4月から利用者負担について、従来の応能負担から応益負担となったが、上限額の設定や減額制度など、所得の低い方への軽減策も同時に制度化された。

本市では、国の制度とは別に府と協調して激変緩和措置として一定所得以下の方の負担上限額を国基準の2分の1にするなど独自の軽減措置を実施しているが、これまでと比べると利用者負担が増えるケースが多くなっている。また、報酬単価の改定や支払い方式の変更などで施設運営面についても厳しい状況にある。今後、この新しい障害者福祉制度の定着へ動向を見定めていく必要があり、サービスの利用や施設運営に関する様々な意見に真摯に耳を傾け、実態把握に努め、よりよい制度となるために努力していく。

福祉　妊娠期の健康指導の充実、歯科検診の導入を

―答弁―妊娠期の保健事業の内容充実に努める

問　女性にとって妊娠は人生の大きな転換期であり、自分の健康が家族全体に関わるという母親の自覚が育っていく。妊娠期の健康指導はその分、大きな効果があり子どもにも重要である。現在の市の取り組み状況及び妊婦歯科検診導入への見解は。

答　母子健康手帳を交付する際、妊婦健康診査受診票を交付している。その内容は一般健診、梅毒検査、B型肝炎検査、超音波検査（出産予定日が35歳以上の方）である。また、必要に応じて妊婦訪問指導や、パパママスタート事業の一環として妊娠中の食事を実習・試食する「おいしい！楽しい！クッキング！」や父親が育児に参加する「パパ出番ですよ」を月1回開催し、窓口や電話による相談を随時実施している。

また、妊娠すると唾液が酸性になりやすく、口の中の環境が悪化する。口の中の細菌が増殖し、虫歯や歯周病の悪化を招くため、早期の受診、治療が重要である。今後、妊婦歯科検診の効果等も含め検討を重ねていきたい。

行政改革　職員の意識改革へ法令順守を専門とする部署設置を

―答弁―既存の窓口を活用し職員の法令順守意識を高める

問　行政改革を行うには、職員の意識改革は不可欠であり、そのためには変革を促す環境づくりが必要である。企業では、法令順守のもと、厳格に事務・業務の推進を促す部門がある。こうした体制を庁内に設置できないか。

答　官民問わずコンプライアンス（法令順守）体制の確立は重要な課題である。本年4月から施行された公益通報者保護法により、行政機関は公益通報に基づき調査をした結果、法令違反等が明らかになった場合、速やかに是正措置及び再発防止策等をとるとともに必要に応じた関係者の処分を義務付けられた。現在本市では、この公益通報者保護制度の立ち上げに向け、既存の窓口を活用して一体的に運用する方向で関係各課と検討を行っている。実施に際しては、通報窓口のあり方など様々な課題はあるものの、この制度を速やかに立ち上げ、周知を図り、円滑な運営に努めることにより、職員のコンプライアンス意識の高まりとともに意識改革も大いに進むものと期待している。

福祉　子どもを犠牲にする保育所の民営化はやめるべきでは

―答弁―民営化後も、安定した園運営がなされている

問　横浜市の保育所民営化をめぐり、横浜地裁は早急な民営化は裁量権の行使に逸脱、乱用があったと認定した。この判決は、本市の民営化に共通する課題も含まれており、子どもを犠牲にする民営化はやめるべきでは。

答　本市では、平成17年4月に北小倉保育所を民営化した。民営化後、元所長のフォローや、2回にわたり実施した保護者アンケートの結果及び保護者会との懇談を通じて、保育園での子どもの様子や保護者の意向を把握してきたが、全体として大きな混乱もなく安定した園運営がなされていると受け止めている。現在、北小倉保育所の民営化の結果について検証作業中である。今日の大変厳しい財政状況のなか、地方自治体の責務である最小の経費で最大の効果を求めていく行政改革は今後も重要な責務である。保育所民営化についても民営化に係る基本方針に基づき、各地の訴訟の論点を参考としながらも、今後の民営化の具体的な取り組みの検討を進めていきたい。

入札　環境や福祉などを判断基準とする入札制度への転換を

―答弁―他市の状況を調査し今後の検討課題とする

問　本市の入札制度は価格のみを絶対視する入札制度であり、談合や行き過ぎた低入札を生みやすい。価格だけでなく環境や福祉などの社会的価値を判断基準として取り入れる総合評価型入札へ転換する考えはあるのか。

答　総合評価型入札は、福祉政策、男女共同参画、労働対策や環境政策などあらかじめ定めた落札者決定基準で評価を行い、総合的な観点から最も有利なものをもって落札者を決定する制度であり、各種政策を推進し、実現するための手段として用いられる例もある。しかし、競争入札での最低価格の落札に比べ落札価格が高く、評価の判断基準となる落札決定基準の根拠について高い客観性が求められる。また、本市の入札制度は市内業者への発注を基本としていることから、競争性の確保などの面においてどのような入札案件になじむ制度であるかなどの研究が必要である。他の先進自治体の取り組みを調査研究し、入札監視委員会の意見を聞くなか、今後の検討課題としたい。

医療　医療制度改悪に対し、市長は中止を求めるべきでは

―答弁―制度の将来を考えるとやむを得ない

問　このたびの医療制度改正は、窓口負担や保険料を引き上げ、ひいては病院から患者を追い出すことにつながり、公的医療制度の土台を崩してしまうものである。今回の医療制度改悪に対し、市長は中止を求めるべきでは。

答　今日の急速な少子化や高齢化、実質経済成長の鈍化などとあわせて、医療保険制度は従来の運営の延長では乗り切れない事態に立ち至っている。今般の医療制度改革は、将来も医療や健康保持面で安心して暮らせる社会保障制度の存続及び医療保険制度の再確立が中心テーマであったと認識しており、一部応分の負担を伴うことは避けられず、制度の将来を考えるとやむを得ないと思われる。ただし、個別分野での一部市民生活上の過重な負担化、また市民ニーズにかなう医療需要が適正に保障されること、さらには国保や後期高齢者医療制度の広域連合の保険者としての健全運営責務を考えたとき、今後も引き続き必要な制度改善要望を積極的に国や府に対して求めていきたい。

契約　不燃ごみの収集運搬業務の随意契約について

―答弁―業務遂行の適正さを重視すべきであり一般競争入札はなじまない

問　不燃ごみの収集運搬業務は、これまで同一業者と随意契約が続けられている。一般競争入札を導入すれば確実に大幅なコスト削減が図れる。市民の理解が得られない随意契約から一般競争入札に変更すべきでは。

答　本市の不燃ごみ収集運搬業務は昭和43年の収集開始以来、同一業者と随意契約により業務委託し、市民の快適な生活環境の保全に努めてきた。業者選定については、市民サービスの低下や市民生活の混乱を招かないことなどを前提に、受託業者の地理的経験の豊富さ、市内に約6千箇所あるごみ集積所の熟知などの諸条件により随意契約による不燃ごみの収集運搬業務の委託を行ってきた。

随意契約の基準は地方自治法で随意契約できる金額の上限が契約の種類ごとに定められているが、不燃ごみ収集業者の選定においては経済性の確保より業務遂行の適正さを重視するよう法律による定めもあり、経済性の要請に応える一般競争入札には適さないものと考えられる。